

令和2年 第4回定例会
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和2年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和2年12月4日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	青田 浩二	参事	森本 陽子
-------	-------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長	中嶋 敏純		
(総務課)			
課長	荒木 秀一	係長	金子 寛之
係長	関口 直人	主査	松永 大輔
主査	市川 雄也		
(契約管財課)			
課長	和田 弘	係長	前川 哲郎
(地域安全課)			
課長	宮崎 伸之	係長	山本 洋佑
建設産業部長	日名子 達也		
(土木管理課)			
課長	山崎 昇	課長補佐	田中 廣幸
係長	松本 雄輔		
(都市計画課)			
課長	山崎 禎三	課長補佐	前田 将範
係長	山本 公司		
(産業振興課)			
課長	川内 佳代子	課長補佐	永野 英明
主任	藤野 亮		

企画財政部長 森川寛子
(政策企画課)

課長 荒木隆

住民福祉部長 栗山浩二
(住民環境課)

課長 中尾盛雄
(福祉課)

課長 山口聡一朗
(こども政策課)

課長 村田ゆかり
係長 山口陽子

係長 池田麻夢

係長 島美紀

高田保育所長 松尾郁子
主査 神崎勇典

健康保険部長 志田純子
(健康保険課)

課長 小川貴弘
係長 松田祐貴
(介護保険課)

課長 細田愛二
係長 西村淳

課長補佐 木澤奈津代

参事 中村宰子
係長 浦川真

教育次長 山本昭彦
(教育総務課)

課長 宮司裕子
(生涯学習課)

課長 北野靖之
課長補佐 和田久美子

課長補佐 峰修子

課長補佐 細田浩子
係長 日高拓郎

本日の委員会に付した案件

議案第87号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

議案第88号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第97号 令和2年度長与町一般会計補正予算(第6号)

開会 9時31分

閉会 14時25分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。

令和2年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

皆様、おはようございます。それで早速でございますけれども、議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について御説明を申し上げます。本条例は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償責任の一部免責に関して、新たに制定するものでございます。不当な財務会計処理に起因して町が受けた損害を賠償責任を負うもの、町長や職員などに対して町が請求する場合がございます。このとき、当該職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときに限り、本条例は適用されるものでございます。この賠償責任の請求を行うケースとしては2つ想定されます。1つ目は、住民監査請求に基づくケースでございます。不当な財務会計処理に対して住民監査請求が起こったときは、監査委員は事実認定を行い、その事実に基づき町長等へ必要な措置を講ずる勧告、または請求の棄却を行うこととなります。この勧告の内容や請求の棄却などの判断に不服がある場合は住民訴訟へ発展し、裁判の中で損害賠償責任の有無が問われ、損害賠償の請求を命じる判決に至ることとなります。この損害賠償額の請求を命じる判決が出たときに、本条例が適用されることを想定しております。また、住民訴訟にまで至らず、監査委員の勧告に基づき町長等が必要な措置を講ずる場合においても、同様に適用されることを想定しております。2つ目に、住民監査請求に基づかない場合も想定できます。これは住民監査請求に至る前に、町長の独自の判断で損害賠償責任を判断し、賠償を請求するときに適用されることが想定されます。もちろん、町長の判断に疑義がある場合においては、住民訴訟の提起が行われることが想定されますので、この際には慎重な判断が求められることとなります。第1条におきましては本条例の趣旨につきまして、第2条では町長や職員等の町に対する損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、各々の基準給与年額に各号に定める数を乗じて得た額を賠償の限度額として定めるものでございます。第1号、「町長 6」とありますのは町長の給与基準年額に6を乗じた額、つまり年収の6年分を賠償責任の限度額とするもので、以降第4号まで各号に定める区分に基づき賠償責任の限度額を規定しております。補足といたしまして、第2号では解職制度の対象となっているものであり、いずれも直接的な民意を一定程度反映させる必要のある地位にあるものを規定し、第3号では解職制度の対象とはなっていないが執行機関として独立して権限を行使する重要な地位にあるものを規定しており

ます。なお、各号とも全て地方自治法施行令に定められた基準を参酌しているところ
でございます。最後に附則では、本条例の施行は公布の日からとしております。

以上が本議案の説明となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま説明を受けました。なお、本条例については、お手元に既に配布して
おります資料の地方自治法第243条の2の第2項で「普通公共団体の議会は前項の
条例の制定または改廃に関する決議をしようとするときは、あらかじめ監査委員
の意見を聞かなければならない。」となっております。既に議会としては、監査
委員にその意見を求めております。お手元の配布資料のとおり監査委員の意見
としては、後半部分に「妥当であると判断します」という監査委員の意見書が
提出されております。

以上、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回の条例改正には特に不明点はないんですが、参考までに伺いたいんですが、
過去に長与町で不当な財務処理等で町に損害を与えたりというような、もしくは
それによって賠償を行わせたというようなケースというのはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

過去にこういった損害賠償に至るといような請求をしたという事例はござい
ません。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この規定は元々町長とか、そういう人たちに対して莫大な請求を受けるという
ことをある程度防ぐという意味で、こういう規定ができたと思うんですね、
背景としては。それを確認したいということと「善意でかつ重大な過失がない
とき」と書いてあるんですが、善管注意義務でやれば問題ないんですけども、
それ以外の故意、重大な過失、これはもう適用しないということになるわけ
ですよね。そうすると重大な過失とは何かということになるわけですが、
通常
の注意を怠っているという場合は重大な過失になるわけですね。それから、
私もこの施行令を見てないんですけども、この基準という町長が6とか、
これは施行令に基づいてるんですかね。その3点だけ伺います。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

本条例の背景としましては、おっしゃられるとおり複雑な財務会計行為が多
くなる中、職員の法令の解釈の誤りであったり、善意で軽過失の場合、そう
いったミスであっても、

結果的に現実的に負担できる金額をはるかに超えた額、こういった額が個人の責任として追求されるという結果が多く生じてきております。そういった中、国において検討がなされ、地方自治法が改正されまして、条例においても限度額が定めるようにできるようになったという形になっております。2点目の重大な過失の場合ということですが、当然通常の業務において忠実、誠実に職務を行わず、違法な職務を行った場合には、この条例の適用がないものと判断しております。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

3点目の御質問ですけども、御説明したとおり施行令に基づく参酌を行っております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先程、質問の中でこういうケースはあったのかということで、無いということでしたが、まず、この条例自体が今まで無かったんじゃないかなと思うんです。新設なのではないかなと思うんですが、近隣の市町のこの条例の制定の状況をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

地方自治法の改正につきましては令和2年4月より施行されております。今、把握している近隣の市町の状況で、既に制定しております市町が長崎市、佐世保市、松浦市、東彼杵町、川棚町、以上の自治体の制定を確認しております。確認した範囲ですので漏れがあるかもしれませんし、今後、制定される自治体もあろうかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

分かりました。もう1点、基準給与年額ということで、年収にこの数字を掛けた分が免責ということで、基準給与年額なのでボーナスは含まないと思うんですが、大体幾らぐらいになるんでしょうかね。町長、教育長辺りで結構ですけど。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

基準給与年額ですけども、こちらの方は会計年度内に支給される報酬または給与という形になりますので、期末手当も含まれます。実際に幾らになるかというところで、具体例を申し上げます。町長の乗数が6となっております。実際の額でいたしますと約8,300万円。副町長でいきますと乗数が4になっておりますので約4,500万円。

教育長の乗数が4になりますので約4,200万円の金額になります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

第2条の町長等の町に対する損害を賠償する責任ということで、最初の同僚議員の質問で事例は今まで無いんだというようなことだったんですが、どういうものが該当するのかちょっと分からないので聞かせてもらいますけど、例えば、今回もありましたけども交通事故による損害賠償とかが専決で報告がされてますよね。前回もあったんですが、例えば、信号待ちの車に後ろから追突したとか、そういう事例があったようですけども、明らかに町が賠償するわけですから、町に損害は与えておるわけですよね。保険金で対応したとか何とかは別にして、その保険金の原資も町が払ってるわけですから、損害は町が被ったということに、そういう場合はならないんですかね、なるんですかね。なった場合に、交通事故のような場合は額が小さいんですけども、以前、小学校の教員の問題とかもありましたよね。あれ結構な額だったんですが、ああいうものも町が恐らく損害賠償を支払ってですね、損害を被ったということで、そういうのは、この条例に当てはめたときに、その対象にはならないというようなことなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

先程おっしゃっていただいた損害賠償において2通りパターンを分けて考える必要があるかと思います。1つ目は、国家賠償法に基づく損害賠償になりまして、職務中の事故などによって住民が直接被害を被った場合に、町に対して賠償を求めるという場合がありますけれども、そういった場合には国家賠償法の適用を受けて、損害額が確定した際には、町が被害者に対して賠償額を支払うという形です。この場合に、職務を行った職員に故意または重大な過失があった場合には、町は職員に対して求償を行うというものでございます。今回、条例を制定しようとするものにつきましては、住民訴訟に基づく損害賠償という形になります。主に不正に公金を支出したり、不当な財務会計行為を行ったことに対して住民監査請求が行われ、住民訴訟まで発展し、住民訴訟において賠償が確定した場合。その賠償額が確定したのに対して町が職員に対して損害賠償を請求するという形になって、2通り法の適用、考え方が分かれているという形になります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

2通りに分かれておって、あとで説明した方にだけ適用になるということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長(金子寛之君)

そのとおりでございます。

○委員長(河野龍二委員)

八木委員。

○委員(八木亮三委員)

先程御答弁いただいたときに住民監査請求に基づくものは無いというようなおっしゃり方だったかと思うんですが、住民監査請求に基づかないものは今までにあるんでしょうか。それも無いということですか。

○委員長(河野龍二委員)

荒木課長。

○総務課長(荒木秀一君)

住民監査請求に基づかないものについても事例が無いということで、御理解をいただきたいと思います。

○委員長(河野龍二委員)

西田委員。

○委員(西田健委員)

理解を深める意味でちょっとお聞きしたいんですけども、その該当の中で農業委員会の委員と固定資産評価審査委員会の委員としてますけど、なぜ、この委員の方たちが入るのかというのを教えていただきたい。

○委員長(河野龍二委員)

金子係長。

○係長(金子寛之君)

住民訴訟制度は、主に財務会計行為を対象とするものでございますけれども、財務会計行為の権限を有しない職員等の行為によって発生する損害賠償についても追求することが認められています。そういった中で訴訟の相手方として執行機関または職員ということで地方自治法の中で規定がされておりますので、執行機関である農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員も住民訴訟の対象となるということで、今回、免責の対象としてそちらの委員の方も上げているという形になります。

○委員長(河野龍二委員)

荒木課長。

○総務課長(荒木秀一君)

ちょっとだけ補足させていただきますと、例えば農業委員であるとか、固定資産評価委員、監査委員もですけど、直接的に予算の執行に携わることはないんですね。ただ、こういった住民訴訟に発展した中において、当然、途中の事務の行われ方において関わるケースが出てきまして、そのときに裁判所の判断の中において、損害の賠償を求めるケースが出てくる場合があると、そういったときを想定したものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私もそもそものところからお伺いしたいと思うんですけど。まず、こうした法律が改正になった大きな理由、確かに重大な過失が無い場合の免責というのは一定必要かなと思うんですけども、今まではなかったわけですよね。なぜ、こうした法律改正が必要になったのかということところが具体的に分かれば、教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

近年、損害賠償を確定する住民訴訟の中で、多額の損害額を確定した判決というものが多く出てきております。そういった中で、国の方におきまして、そういった個人に責任を負わせることが、柔軟な職務を遂行するに当たって職員を萎縮させてしまうような結果になってしまうという指摘も、裁判の中で裁判官の意見として、そういった背景もあるということで説明があったように記憶しておりますけれども、そういったものを踏まえ、国で検討がなされ、地方自治法が改正されたというふうに考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

住民訴訟もいろいろ調べると、やはり住民の参政権の一つであると言われてるわけですよね。行政が行ってるいろんな施策に対しての当然賛否と言いますか、正否を問うことができる。先程の説明ですと、裁判があつてその結果高額な賠償請求が求められるということは、実質裁判では、やはりその行為が妥当ではないという判断をしてるわけですよね。だから、それを免責しましょうというのがちょっとどうなのかなと。そこは重大な過失というところで分かれるのかもしれないけれども、この重大な過失というのを判断するのも裁判所なんですよ。これは重大ではないと。そうすると損害賠償額も当然金額が下がったりとかというふうになると思うんで、果たしてこの条例や法律が本当に必要なのかなっていうところに私はちょっと疑問を感じてるんですけども。いわゆる裁判所が重大で過失がないとの判断を下すとなった場合、この条例が適用されると見ていいのか。そこら辺の流れも教えていただければと思いますけど、お願いします。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

御質問のとおりだと思います。重大な過失の有無というところの判定というのは非常に難しいところだと思いますが、裁判が行われます中で判決趣旨っていうのは当然出てまいります。それが一定情状を考慮するような内容が含まれるかっていうのが大きな視点となって、そういった場合に適用ができるというようなことになると考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程の説明の中でちょっと戻るんですけども、まず住民訴訟になる前に住民監査請求があるというところ。住民監査請求は監査委員の判断が出てくるわけですよね。監査委員が、例えば、こういう条例に基づいて重大な過失がないですよっていう判断をしたと。それに対して住民訴訟が行われたと。そういう流れなのかなと私は思ってたんですけど、そうじゃなくて、裁判所の判断をもってこの条例が生かされるというふうになるのか。ちょっとそこも詳しく教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

再度、流れを御説明いたしますと、まず、住民監査請求が行われる場合と行われない場合という2つのケースを御説明しました。住民監査請求が起きたときに、当然監査の方でその請求自体を審議します。で、監査委員の審議結果の町に対する是正の勧告に基づき町が行い、そこで完結する場合があります。ところが住民側がそこに反対するかについてはその先の住民訴訟に発展する。そして、またその勧告自体に、出た時点で住民が納得いかないと住民訴訟に行くパターン。住民訴訟に行かずに監査委員の勧告で終わるっていう。住民が納得する。それから、その請求自体を棄却する。請求自体がなかったことになるというような形のもの。一方では住民はそんなふうに使われてる場合もありますので、町長が独自に判断をして損害賠償するという判断に至る場合もあります。いずれにしても、住民側が納得されない場合に住民訴訟に発展していくものであります。判決の趣旨に沿って判決のとおり損害賠償っていうのは確定していくんですけど、その趣旨をもって情状酌量の余地があると言いますか、元々の趣旨が多額の損害賠償を請求するケースがあって、積極的な執務に影響を及ぼすっていうような国の背景もあったところから、その部分に関して免責規定を設けて、いわゆる職員が職務をするのを衰退させないというような趣旨のところから、この条例を定めるわけでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

実は国会の議論をちょっと確認してみたんですけども、自治体がこの一部免責を定める中で、善意で重大な過失が無いという判断が、裁判の中で主張することで、そういう

判決を促すことになるのではないかというふうな議論がされてるわけですよ。住民訴訟、住民監査請求もそうですけど、やはり行政が行う施策に対して、二分するようなところもあるわけですよ。当然、そういう、本当に善意で重大な過失がない場合っていうのは、そこは裁判の中できちっと判断されるというふうに思うんですけど、そこをそういった裁判の判決を促すような形になるのはよくないのではないかと。これ日弁連もそういうふうな形で言われてるという状況で、そういうふうなのが想定されるものなのかですね。ちょっとそこら辺がもう少し理解できればなというふうに思ってるんですけども。どのように考えてらっしゃるのかですね、お願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

今回の免責条例が制定されましても、住民訴訟における抑止効果であったり、我々職員等が職務を行う上での緊張感というものは変わらないものと考えております。理由としましては、やはり故意の場合は当然全額を賠償する義務が生じます。そういった中で上限額を決めるという形にはなりますけれども、それを定めたとしてもやはりその金額というのはとても重いものになりますので、現実的に負担しなければならない額として規定されるというところで、我々職員の方も緊張感持って職務を行う必要が出てきますので、そういった意味でも抑止効果は損なわれないものと考えております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件を採決します。本件は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。以上、本件は可決と決しました。お疲れさまでした。

引き続き、議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。本条例につきましては、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき職員の失職の例外に係る規定を新設するもので、職員が禁錮以上の刑の執行に処せられた場合において、執行猶予が付されかつ任命権者が情状を考慮して特に必要があると認めたときに限り、失職を免れさせるものでございます。改正の内容ですが、第1条の目的に失職の例外を新たに加えるものであり、併せて形式的な字句の整理を行うものでございます。また第4条を新設し、第1項において失職の例外に係る規定を設け、第2項では執行猶予の取り消しがなされたときはその取り消しの日に失職する旨を規定しております。附則につきましては、本条例は公布の日から施行することとしております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。
内村委員。

○委員（内村博法委員）

失職の例外を加えた背景っていうんですか、これはどのような背景があったんですかね。そこだけお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

職員の勤務環境においては車を運転する機会が増加しております。こういった交通事故をはじめとした事故に遭遇する可能性が増加しているという状況がありまして、主に想定していますのはやはり交通事故という形になりますけれども、そういった事故を起こした場合に、事故における過失の程度や事故に至った経緯、また被害の状況等について考慮されることがなく、禁錮以上の刑で失職となることは職員を失うことに繋がりますので、そこで直ちに失職するのではなく情状の余地がある場合、特に必要が認められるという場合についてのみ職を失わないようにするということが背景としてございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。
では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。
河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ただいまの説明ですけど、そこら辺の線引きって言いますかね、じゃあどの場合がよくて、どの場合がだめなのかっていうふうなところが具体的にあるのかですね。ちょっとその辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

ケースといたしましては、これはあくまでも限定的な取り扱いとするもので禁錮以上の刑が確定した時の話になります。その際に、執行猶予というのが裁判所の判決、判例趣旨というのが出ます。そういったものが出たときに、情状酌量の余地があるものとして捉えるわけでございますけども、それに加えて本町においても社会通念上、情状酌量の余地があるというところを再度判断した中で、この特例を適用するというところで考えておるところでございます。だから極めて限定的な取り扱いで、このほかに実際に事故とかがあったときには懲戒っていうようなのは別の視点で検討していくわけございまして、この条例については、禁錮以上は即失職っていうようなのを一旦回避をして、特例を設けて失職を回避するに止まると。実際にこの案件が起きたからどうなのかというのは改めて慎重に判断をしていく、処分をしていくというようなところになるものがございます。基準としましては、今申したように懲戒処分の指針というのがやはり参考になってくると思います。裁判所で情状酌量の余地が出たときにおいて、やはり本町における懲戒処分の指針に沿ったところでの判断が一定必要になってくるかと思えます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

例えば、交通事故を起こしました。過失がそんな多くなくて執行猶予が出た場合は必ず失職しないというふうには当たらないんですかね。そこら辺が事故の状況だとか、例えば、職員のこれまでの評価が、そういう判断に入るってところはないんですかね。評価がちょっと、失礼な言い方かもしれませんが、あまりよくなかったよと。果たして、こういう事故が起きた、この人はそういう評価で失職になるよっていうふうなことは絶対ないというふうに言えるのかですね。そこら辺まで含めてお願いしたいと思えます。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

職員の評価というところのお話になりますけど、通常の勤務っていうところで確かに気になる部分ではあるんですけど、そこは切り分けて、あくまでも事故の起きた理由として、そこに情状酌量の余地があるかという視点のみで捉えていくものでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

仮にそういうケースが起きましたと、これはどこでそういう判断を下すのかですね。具体的には、最終判断は町長だと思うんですけども、町長までそういう意見を上げるっ

ていうか、それはどこの部署で担当するものなのかですね。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

本町の判断は最終的には町長になることは間違いありませんが、その前に、一定判決が出た、そういった内容を踏まえて現存する分限懲戒審査会というのがあります。これは副町長を頭として部長級で構成します。所管は総務課でございます。こういった中で、そういった判決の趣旨辺り背景を踏まえた中で意見をまとめたところで、最終的に判断をしていただくというような流れになります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程、交通事故、そういうケースが多いんじゃないかと言われておりました。例えば、まだまだ全国的にもたまに聞くんですけど、やっぱり痴漢冤罪みたいな、冤罪の中で刑罰がおりたりだとか、裁判がずっと最高裁までいったりだとかという場合で最終的に無罪の判決が出たという場合はどうなるんですか。これとは全く関係ないんですかね。そういうケースがあれば、どうなるのかなと思って。お伺いしたいんですけども。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

もちろんそういった犯罪の下で禁錮刑が言い渡されたときにこの条例の対象となります。そういった中で冤罪というのは後程分かる話でございまして、そこに執行猶予がつくという前提が条例の適用になりますので、現時点においてはその判決を踏まえて判断が行われていくというところで理解をしております。将来的なところについては、この場では申し上げるできませんけども、御理解賜りたいと思います。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

1審、2審で有罪が出たという場合は当然、失職の対象になると。最終的に無罪判決になったという場合は失職が解かれて戻ってくるという形になるんですかね。そこがあるのか。そういう場合、その間は失職という形になってしまうのか。失職じゃなくて、例えば、その間職員であったってということで、そういう保障なり何なりが発生するものなのか。分かりますかね、言ってることが。是非答えていただければと思いますけども。

○委員（金子恵委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

何か事件を起こして起訴をされた場合、起訴がされた時点で休職というまず流れになります。それで裁判の方で1審、2審、最終の最高裁まで仮に行った場合は休職という扱いになって、最後、判決が確定した時点で判断をどうするかという形になります。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この条例は職員の分限に関することとなってるんですけども、職員の採用に関して若干触れたいと思うんですけども、地方公務員法の16条の欠格事項の採用試験のときには、この欠格事項に該当する方は受験できないというふうに理解するんですよ。すると本条例と若干整合性が取れない部分があるのかなと、と言うのは地方公務員法の禁錮刑以上の刑に処されて執行の可能性がある場合は、執行猶予中でも多分該当するんじゃないかなという判断なんですけれども、今条例の場合には執行猶予中の場合はOKなんですよね。となるとちょっと違いが出てくるのかなと思います。職員の採用の方の欠格事項を改める必要性が出てくるのかどうか。そここのところの考えをお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず職員の欠格事項は地方公務員法で定められてる規定でございますので、こちらの方は変更することはございません。今回の条例の適用、確かにそういったところで異なる部分があるかと思いますが、あくまでも現在任用している職員の即時の失職を止めるっていう限定的な取り扱いになっているものでございますので、執行猶予、確かについたところで失職はさせないという判断にはなるんですが、その辺についてはもう採用時とは異なった取り扱いになるということで御理解を賜りたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

では、場内の時計で10時半まで休憩いたします。

(休憩 10時19分～10時29分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本委員会に付託を受けました議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。ただいまより総務部所管の審査を行います。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは総務課所管につきまして御説明を申し上げます。総務所管につきましては人件費に関する補正でございます。一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の30、31ページをお願いいたします。補正予算給与費明細書一般職の総括の表でございます。上の段の表は給与費と共済費の補正前後の金額及び増減を記載しております。比較欄の職員数では常勤職員3名、短時間職員4名の増、合計1,505万5,000円の減を見込んでおります。下の表には職員手当700万5,000円減額の内訳を記載しております。次の32ページから35ページは一般職の内訳を掲載しております。32、33ページは会計年度任用職員以外の職員に係るもので、比較欄の職員数では、常勤職員が3名、短時間勤務職員2名の増、合計1,633万7,000円の減を見込んでおります。これは職員の採用、退職、配置転換等によるものでございます。次に34、35ページ、こちらは会計年度任用職員に係る明細で、短時間職員2名の増、合計128万2,000円の増です。3款民生費及び4款衛生費における補正予算の計上によるものでございます。次に36、37ページ、報酬及び職員手当の増減額の明細です。増減の理由は先程任用職ごとに説明をしたとおりでございます。また、38、39ページには給料及び職員手当の状況を掲載しております。職員1人当たり給与、級別職員数につきましては、今年の1月と10月の比較表となりますので、併せて御参照願います。

以上が総務課所管分の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、契約管財課所管の説明を求めます。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

皆さんおはようございます。よろしくお願いたします。契約管財課所管分につきまして御説明いたします。長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の14、15ページをお開きください。2款1項9目12節委託料、電算システム運用開発委託料98

2万5,000円でございます。これにつきましては当初、予算化しておりました介護保険システム及び介護高齢者医療システム改修費、合わせて495万円を特別会計で支出したため減額補正いたしまして、テレワーク本格導入に向けた基礎となるグループウェア文書管理システム導入のための委託料1,477万5,000円を計上しております。次に、17節備品購入費1,054万9,000円でございます。先程説明いたしましたテレワーク本格導入のため、貸し出し用端末機56台、貸し出し用端末周辺の機器56セット、専用印刷機10機、無線LAN親機10機分を計上しております。次に補正予算書の5ページをお開きください。第2表繰越明許費、2款総務費1項総務管理費テレワーク環境整備事業としまして2,532万4,000円を計上しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして地域安全課の説明を求めます。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

改めましておはようございます。それでは、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）の地域安全課所管分につきまして御説明をいたします。今回の補正は、歳入ではコミュニティ助成事業助成金の不採択により100万円の減額をお願いしております。歳出におきましては消防費169万9,000円の増額補正でございます。

長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の8、9ページをお開き願います。19款5項1目雑入でございますが、先程申しましたとおりコミュニティ助成事業助成金の不採択によりまして減額の補正でございます。26、27ページをお開き願います。9款1項1目非常備消防費でございますが、今年度予定されておりました長崎県ポンプ操法大会が新型コロナウイルス感染症のために中止となり、その分につきまして減額補正とさせていただいてるところでございます。次に9款1項2目消防施設費、備品購入費でございますが、コミュニティ助成事業助成金が不採択となり消防水利管理タブレット購入事業につきましては減額とさせていただいております。次に9款1項4目防災対策費、職員手当等につきましては今後の災害等に対応するための予算計上でございます。備品購入費につきましては、9月6日から7日にかけて台風10号が接近した際に、新型コロナウイルス感染症対策が必要であった中に432世帯966名の方が避難所に避難をされました。少人数での避難所対応が非常に難しい中、有効的な避難所運営を行うために、各世帯ごとのスペースを確保し、プライバシーの保持、感染症対策を行うためにコンパクトで、少人数で設置が可能なワンタッチパーテーションを400個購入し、体育館等の避難所施設での対策を行うものでございます。

以上が地域安全課所管の補正でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。

まずは、総務課所管についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

女性管理職の登用、国の方でも女性の管理職を登用するっていう動きがあるわけですが、長与町では今、女性の管理職は比率的には何パーセントぐらいになってるんですか。それと今後増やしていくのか。国の目標は増やしていく。民間もそういう方向になってますので、そのお考えだけお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

女性の管理職の登用割合でございますが、令和2年4月1日現在で27.03%でございます。今後につきましては確かに国等の動きというのも当然注視をしておるわけですが、昇格等々については人事評価を踏まえた中で行うものでもございますので、増やすと明言できるものではございませんが、任用等々を厳格に運用していく中で、結果的にこういった数値に近づければいいのではないかというふうに捉えております。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、契約管財課について質疑を行います。

質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

15ページの一般備品購入費、これは先程も説明があったテレワーク関連とお伺いするんですが、1つ目は、テレワークを行わないときには全く使われない状態で保管されるという考え方でいいんでしょうか。無線LANとか常に契約をした状態で保管しておくのかなと思うんですけども。そこのところをまずお答えください。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

まず、平時にこの備品を使用するかということにつきましては、今回整備をしようとしているシステムが、まず庁舎内のグループウェアを整備して、今、ポータルサイトを運用して、それで職員向けに周知とか様式の配布とかしているものをグループウェアで、そのほかにいろんな機能を追加して一括してできるというシステムをまず導入します。それを外側から、インターネットを経由してセキュアブラウザというブラウザベースのシステムであれば触るだけ触ることができる。いわゆるVTR方式で、画面転送で端末にダウンロードできないけども、見て触ることはできるというシステムを導入することを今回の分で積算をしてるんですけども。基本的にインターネットベースで使用するので、今回の端末についてはまず管理職等に配布をして、通常はインターネットで検索

をしたりとか、ペーパーレス会議のときにPDFとかで内容を入れて、基本的にはペーパーレスで活用していただくということを想定しております。インターネットベースですので、もしそれを外部に持ち出したいときでも、通常のインターネット、公衆無線LAN等に接続したときに、先程のセキュアブラウザによって内部のシステムを閲覧することはできるというシステムを構築するということになります。先程の無線LANの話ですけれども、今回購入しようとしている無線LAN親機については庁舎内のネットワークを無線LAN化するためのものになりますので、別途回線契約をするものではないので、平時から庁舎内に設置をしておいて、課の配布した端末で、無線でインターネットができる環境を整備するということになってます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところで、先程、貸し出し機材のセットを56ということで、これはどういうものなのでしょう。タブレットとかパソコンとかあると思うんですけど、もう少し具体的にお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

先程の補足を含めて、今回、テレワーク事業という名称で事業名称ついておりますが、そもそもが臨時創生地方交付金で、国が示す交付金の対象事業としてテレワーク事業、それから3密回避、業務のIT化というものがございます。それを活用した中でテレワークのみならず、今言った庁舎内にLANを設置する中で業務のIT化を図る。要するに密になることを防止するという意味で捉えております。使用する機器は今後の選定になってくるんですけど、現在の予算的な見積もりの中ではタブレットというところでの想定をしているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先程の安藤委員の質問と重複したら申し訳ないんですが、これは今後、コロナ等と関係なく今回整備して、テレワークというのは例えば交通費の削減とかにもなると思うんですけど、通常からテレワークをできる職員に関してはテレワークを行えるようにするのか。それともコロナ等で出勤が難しい等のときだけ行うのか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

こちら、発端はもちろん感染症対策でございまして、本町が支所とかがございませぬ。

そういった観点において分離する、感染症対策として職員を避難させるという意味では重要だと思っておりますが、実は今、この制度を通常から導入したいということで検討を進めているところでございます。ただ、我々の業務の特殊性から、なかなか2分の1の職員をテレワークに就かせるとかそういった観点ではなくて、就ける業務が限定されてくると思います。そういった中で、まずもって要配慮者、そして出勤を拒否と言いますか、自宅待機を命じる場合など、いわゆる労働力を低下させないための繋ぎというような意味でも導入をします。ですので頻度についてはちょっと申し上げることはできませんが、通常時から導入していきたいということでの考えを持っております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵議員）

あまり関係ないのかもしれないんですが、今回この56セット、端末機の導入などを進めておられますけれども、今後、例えば、これに10台とか20台とかプラスをしていくという場合、もうある程度の環境が整っているので追加は可能なんではないでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

今回、端末56台で計上しています。これはコロナ交付金を活用するというところで、差し当たって管理職とか、あと貸し出し用ということで積算をしているんですけども、今回の分でシステム自体は構築が終わりますので、あとは先程答弁をしたタブレット型を今検討してますけど、接続する端末をこれから先増やしていくことは可能になります。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵議員）

もう何年も前から議会内でのタブレット導入というのも検討していたんですけども、なかなか庁舎内での環境が整っていないということもあったり、金額的に高額な、タブレットは安いけれども、環境を整えるWi-Fiを設置したりするのが大変というところで、なかなか進まずに、今もう頓挫してるというか、もう話し合いすらしてない状況なんですけど、4階でタブレット導入した場合のWi-Fiっていうのはプラスできるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

今回の分は、庁舎内のネットワークの中のインターネットセグメントを無線LANで飛ばしてインターネットを活用することを想定しているの、基本的に内部ネットワークになるんですね。ただ、先程4階でということでおっしゃいましたけど、例えば、今の通常のインターネット回線だけを無線LAN化するとか、そういったものを敷設す

ることによって電波を飛ばして使用するということは可能だと思います。なので、回線を通常の我々職員が使っているインターネットの方を使うのか、議員だけ使うような別のインターネット回線を引くのかというところについては、セキュリティ等の観点とかそういったところで検討が必要になるかと思いますが、そういった回線を引くことによって、電波を飛ばして使用するということは可能だと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

講習会、例えば長崎と東京でテレワークを使って講習会を受講する。今でもやっておられると思うんですね。部署は分かりませんが、これにも使えるんですかね。例えば、議会で遠隔地に視察に行くとか、そういった場合に相手方とテレワークで繋げるというような、そういうのを貸し出してもらえればいいのかどうか。教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

機種自体は対応できますので、あとはセキュリティをどうするかという問題でございますので、そういった手法、利用も可能となります。現に、ウェブ会議等、本町も行っております。なかなかそれに利用する機器も不足しております、現場に出向かなければいけない場合があったりとか、そういったところにも資するものだと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

1点だけ。ちょっと足し算を教えてください。5ページの繰越明許費の総務費の総務管理費の積算根拠。15ページの委託料と備品購入費だけじゃちょっと不足するんですね。残りはどこから持ってきてるのか。それを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず、新たにテレワーク導入に向けたグループウェア文書管理システム委託料1,477万5,000円。それと備品購入費1,054万9,000円でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、交付金事業ということで言われましたよね。12ページの電子計算費の財源内

訳が、国県支出金が202万4,000円と一般財源が2,098万3,000円ということ
ことで分かれてるんですが、これは正しいんですかね。交付金事業ですよ。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

これまでも臨時交付金の対象事業として臨時会等々で補正予算をお願いしてまいりま
したけど、まだこの国費の方、財源的なところで一度もお見せしているところが無いん
ですよ。今回も同様な形で、今のところ一般財源という形で提示をしておりますが、昨
年から対象事業として申請はもう既に行っておりますので、国費が決定した中で、改め
て最終的に財源の方をお見せするというところで財政課の方から聞いております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私どもが審査する条件の中で今12月ですよ。12月に単費でかなりの額のを
補正で上げてこられて、その挙句に繰り越すんだというようなことで説明をされても、
3月まで待てんとやろかなとか、やっぱりそういう感情も持つわけですよ。だから、
一般的な書き方として今までは見込み額で書いてたんじゃないですかね。先程、消防じ
ゃ何かが付かんかったら取り下げて減額で落としましたよね。ああいう形で見込み額を
ちゃんと国県支出金の中に書いていただいて、財政が統一してそういう見解を出してお
ると言われれば、いろいろ言えないんですが、せめて議員に説明する中では分かるよう
なことで説明していただけないかなと。単独では反対ですよ私は、今の時期に。でも、
その交付金事業でどうしても今の時期にやらんといけんって、国から手当てがあるんだ
という説明があれば、それは賛成しますよ。だからもう全然審査する条件として違って
きますので、できればここにきちんと見込み額で書いていただけないかなと。統一して
いただけないかなという感じでおるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

委員の御指摘はそのとおりかなというふうに思いますけれども、今、担当課長の方か
ら話がありましたけど、結局、庁舎内各所管から臨時交付金というのを申請を国の方に
しております。それは結局該当事業ということに全てなっていくわけですが、そこ
でその予算の計上の仕方が、一応財務サイドとすれば、予算上で言えば確定してない
と、承認をいただけてますけど確定はしてないというところがございますもんですから、
一応、一般財源というところでそういう処理をさせていただいているところです。重々
よく分かっておりますので御理解のほどをいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

地域安全課についても質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

26、27ページの歳出の9款1項4目一般備品購入費が先程御説明でワンタッチパーテーション400個ということでしたけれども、これは実際、購入した場合どこに保管されるのでしょうか。避難所ごとに分けて保管されるのか、予定をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

現在考えておりますのは、前回の議会で承認いただきました防災倉庫を各地区に5個購入させていただいております。まず、その地区別の倉庫と、各学校関係の施設の利用を、今、教育委員会に申し出をさせていただいて協議をさせていただいてます。ある程度そちらの方で受け入れの方はお願いできておりますものですから、そういう形で各学校施設と防災倉庫で管理をしまいたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると今回の予算からやや外れてしまうんですけども、今おっしゃられた補正4号で承認された防災倉庫は、もう配置完了したのか。箇所とか、説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

9月の議会で御承認いただきました防災倉庫ですが、役場を含めた最初に開設する5か所、長与町役場、高田ふれあいセンター、南交流センター、上長与公民館、北部多目的研修施設です。10月に入札を行いまして、現地確認だったり、基礎工事の確認をしまして、今のところ工程表上では年明け1月中旬に設置という動きで進んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今のこのワンタッチのパーテーションですね。これはサイズは同じものなのか。いろんなサイズを揃えて準備されるのか。その材質ですね、最近は段ボールを使ったものとかいろんなのが新聞紙上で賑わせているんですよ。どんなのを使われるか、その辺り。スペックを教えてくださいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

こちらワンタッチパーテーションという形で計上させていただいておるんですけども、こちらについてはコンパクトなサイズ。前回のときにも100個のテント型を要求させていただき承認いただきました。屋根が付いてる形のパーテーションになります。今回は屋根部が無く、大体140センチから150センチの高さで、中が確認できるようなサイズのパーテーションを考えております。広さにつきましては今のところいろいろな会社の方からサイズのなもの、2メートル10センチから2メートル70センチぐらいの提示を受けてるようなパーテーションがございますので、まず、今回400個お願いしてるんですけども、これについては昨今の台風災害のときにやはり432世帯が避難されたということで、最低限こちらの方の対策を取る必要があるという中で、同じような規模で避難者が出るとは想像しておりません。そういうことから、やはりサイズがコンパクトで使いやすいものを一部、その400個の中で100個なら100個、200個なら200個という形で選定をさせていただいて、ちょっと種類を変えた、今、言われようにサイズを変えた状態で入札の方をにかけていきたいというふうに考えております。また、材質につきまして段ボールのお話が出ましたけども、段ボールではなくて市販されているようなテントの材質っていうんですかね、ポリエステル製の材質を使った、それでワンタッチで一気に開閉ができるような、そういう形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、中が見える状態って言われましたけども、プライバシーを確保するためにパーテーションを設けるわけですよね。そうすると中が見えない方が良いのかなと思いますけども、やはりある程度、それが見える程度でないといけないんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

今回、組み合わせということで屋根付きと屋根無しを買わせていただこうと思っております。屋根付きにつきましてはプライベートスペースが高いということで、授乳スペースだったり、そういう疑わしい方がいらっしゃった場合のパーテーションということで、業者の方から幾度となく実演をさせていただいたんですけど、避難所を設営する上で防犯の問題だったり、巡回しやすいというところもありまして、ある程度は少し背の低い150センチぐらいの方が巡回しやすいし、そして人の動きも分かるということで、屋根無しを一緒に買わせていただこうと思っております。パーテーションにつきましては四隅を囲むような形を考えてまして、プライベートスペースにつきましては一定確保ができるものというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

150センチということであれば上から見えますよね。背の高い人だったら中がですね。プライバシー確保とそれからその高さで兼ね合いもあるんでしょうけども、先程、中が見えるようになって言われたもんだから、そういうタイプであれば何かすりガラスみたいな感じかなと想像したんですよ。そこのところもう一遍説明していただけますか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程、中が見えるというお話をさせていただいています。これは、現在国の方からパーティションを設置する場合に大体140センチから150センチという目安の数値が示されております。これはなぜかと言いますと、感染症対策ということで飛散を防ぐための高さ、その高さであれば感染症対策の最低限の必要性が保たれるという部分と、やはり個室的なスペースを作ってしまうと、中で病気になられたり、いろいろな状態の把握が必要な方が発生する可能性があるということで、最低限のプライバシーの確保というのは、ある程度隣から隣が見えない高さで、飛沫を防ぐという高さであるということで、避難所を管理運営する場合には、やはりそういう病気の方が発生して中で倒れておったりとか、そういうことを踏まえたところで対策を講じていく必要があるということで、大体その高さであれば座っておって隣の方と隣の方のプライバシーは守れると。しかしながら保健師を入れたりとかしながら、やはりどういう体調ですかってお聞きをして回るにはある程度の中の確認、もしくはこれは防犯の話にもなりますけども避難所内での対策、いろいろな行為を含めました防犯対策というのも国の方からも通達がされておりますので、そういう対策を含めたところで、中が見える形ということで回答させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

今、担当課長が言いましたように何種類かですね、パーティションということで選定をしております。1つの例を言いますと、高さが140センチぐらいあって色がついた、透明ではございません。何色になるか分かりませんが、例えばブルーとか、そういうのが四角形に囲むとか、そんな感じで座っておればその中は見えない。立ち上がって覗き込むと見えるという、そういう形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところで、先程ワンタッチで設営ができたり、御答弁の中に実演を業者がされたっていうお話があったかと思うんですが、これは何かそういう特殊な特許とかを持った

そのメーカーから、いわゆる随契で買うことになるのか。入札になるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、おっしゃった入札になります。品物につきましては、いろいろな種類がございますもんですから実演をいただいて、その中で実績を含めまして一番良いものというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入の9ページのコミュニティ助成事業助成金が不採択というお話だったかと思うんですよ。これは具体的にどういったもので、不採択理由というか、御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

今回不採択になったのが宝くじ助成事業のコミュニティ助成金で、内容が今年度の当初予算で消防水利を管理するタブレット購入事業ということで計上をさせていただきました。同様に、同じ状況で申請をさせていただいたんですけども、理由につきましては審査側の話になるので分かりかねるんですけども、不採択ということで今年の3月下旬に通知が来まして、今回減額補正ということでお願いするものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、総務部質疑なしと認めます。これで総務部所管の審査を終了いたします。

場内の時計で11時30分まで休憩いたします。

（休憩 11時12分～11時26分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、補正予算（第6号）の件を議題といたします。

ただいまから建設部所管の審査を行います。まず初めに産業振興課の説明を求めます。

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

それでは、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）、産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。初めに予算書の6ページをお開きください。第3表債務負担行為につきましては、令和2年5月20日長崎県林業公社が日本政策金融公庫から利用間伐推進資金として間伐に係る計画に基づいて実施するため、必要な資金の借入れを行いました1億2,300万円につきまして、日本政策金融公庫が長崎県林業公社へ貸し付けを行ったことにより損失を受けた場合に、長崎県が損失を補償す

る契約が同日なされております。この長崎県が日本政策金融公庫へ損失を補償した場合に、長崎県が受けた損失補償額の一部を関係市町、14市町が補償をするものでございます。1億2,300万円の2万分の63という補償限度額となっております。

それでは、長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により説明いたします。まず歳入を御説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。14款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の災害復旧対策支援事業補助金30万円でございます。歳出の6款1項3目農業振興費と関連をいたしますが、内容につきましては、令和2年台風第9号及び第10号により被災した農業用ハウスの復旧対策につきまして、県の単独予算による事業でございます。長与町におきましては、農業用ハウス再建修繕に伴うもので、総事業費100万円のうち県補助金補助率が30%、30万円につきまして予算を計上させていただいております。

歳出でございます。14、15ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費の10節、11節、12節合計で1,285万5,000円になりますが、こちらはふるさと長与応援寄附金に関するものでございます。ふるさと長与応援寄附金の当初予算におきまして6,000万円を寄付の見込みとしておりましたが、直近3か月、8月から10月の寄付申し込みが前年比1.3倍となりましたので、11月以降の寄付額をもう一度計算いたしまして8,000万円と見込み、費用の増額を行っております。10節需用費につきましては返礼品購入費600万円の増額でございます。こちらは寄付をいただいた方へのお礼品の購入費となっております。続きまして11節役務費、合計額が447万9,000円の増額補正でございます。1行目の通信運搬費330万円につきましては返礼品発送費用の増額補正でございます。2行目のふるさと納税サイト利用料117万9,000円の増額補正でございますが、こちらは寄付者がインターネットサイトを通じ寄付をされたときのサイト利用料、及びクレジット決済による寄付を望まれたときの事務手数料、こちらの分の増額補正となっております。次に12節委託料。こちらがふるさと納税業務委託料237万6,000円の増額補正でございます。現在寄付者からの申し込み受け付けから返礼品送付など一連の業務を2か所の業者に委託を行っておりますが、こちらの方の委託料の増加ということで増額補正をさせていただいております。続きまして24、25ページをお開きください。6款農林水産業費3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金40万円、災害復旧対策支援事業補助金は、歳入の14款、先程御説明いたしました台風被害によるハウスの再建に伴う補助金でございます。事業費100万円に対しまして、県からの30%と町負担の10%を加算した金額となっております。場所は岡郷、花のハウスが対象となっております。

以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、土木管理課の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

おはようございます。土木管理課所管分の補正予算につきまして、長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明いたします。24、25ページをお開きください。上から2段目の8款土木費1項土木管理費1目土木総務費3節職員手当等のうち、時間外勤務手当では7月の長雨や9月の台風の影響により災害が発生し、その復旧に向けた業務が増加いたしました。今後においても、災害復旧に向けた補助申請や工事発注など業務が考えられることから111万6,000円の増額計上をするものでございます。次ページをお開きください。上から2段目の8款土木費6項住宅費1目公営住宅管理費10節需用費は土木管理課所管でございます。退去に伴う修繕及び今後突発的な修繕費が不足したため330万円の増額計上をするものでございます。

以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして都市計画課について説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

それでは、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）のうち、都市計画課所管分につきまして、予算に関する説明書の中で御説明申し上げたいと思います。説明書の26、27ページをお開き願います。上段でございます8款5項1目都市計画総務費12節委託料300万円につきましては、都市計画調査業務委託料でございます。こちらは令和3年度より2か年の予定で、本町のまちづくりの指針でございます都市計画マスタープランの改定に着手する予定でございます。その改定に当たりまして、関連する調査業務を先行して行うためのものでございます。以上が都市計画課所管の補正予算でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは産業振興課全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ふるさと納税についてお伺いします。ページで言うと歳出の15ページの2款2項1目10から12だと思いますが、昨年と比べて1.3倍ほどということですが、この要因と言いましょうか、どういったことが考えられるかなんですが、今年度から業務委託先が変わって、伺ったところでは、新しい委託先のやり方で以前より寄付額の単価を上げたセットなどを作ったり、そういうのを参加する事業者に提案したり、一口の単価を上げたりというふうになっているというふうにも伺ったんですが、そういう例えば1件当たりの寄付単価が上がったとか、何かそういう具体的な、どういう変化があったかっていうのを少し御説明いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

一番は返礼品の数だと思います。返礼品の数が昨年度末75品が現在234品というふうに3倍に増えております。また、返礼品の内容といたしまして予約申し込みができるものを増やしております。いろいろ季節の果物等につきまして、今年の夏であれば桃になります。そういうのを早くから予約を取っていただきまして寄付の囲い込み、増額に努めたところがございます。あと、議員がおっしゃるとおり、委託業者の方も長与町の店舗へ足しげく回っていただきまして、店舗数も増加の傾向にあるところが、微増ではございますが1.3倍ということで去年よりの増額に努めてるところだと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、結構その新しい業者の営業力というのが顕著に出てるのかなと思うんですが、今、返礼品の数が3倍ぐらいになったというのは伺いましたが、返礼品に参加している町内事業者の業種といいますか、例えば去年まではなかったようなお店や、そういった何か新しいものっていうのはありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

先程も申しました桃につきましては、今年度新しく入ったものでございます。あとコロナ関係で新しいものといたしますと、長与町の岡郷の方に消毒液を自分で販売をしている所がございまして、そちらの方も今回追加でwith コロナということで必要品を入れさせていただいております。あと、アグリユームの方も新しくいろいろなオイル等の試作等もしまして、新しい物を出させていただいている、そういうところがございます。また、いろいろな飲食店も今回プラスで増えたところになっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じふるさと納税の歳出の根拠となるのは、歳入の方なんですけれども、歳入は多分所管課が違うんですかね。歳入の状況が1.3倍っておっしゃったんですけども、現在の歳入の執行状況。直近のところでお示いただけますか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

11月末時点での寄付の金額になります。3,994万9,000円というふうにな

っております、昨年度のちょうど同じ時期としますと1.3倍で推移しております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ということは、執行残というか、既定額に対して当初予算から言えば2,000万円ぐらいあったわけですね。それで、さらに2,000万円補正を掛けたということは、6,000万円。11月末で、ふるさと納税というのは12月末が一定のピーク時期かなと思うんですね。となると、これを12月1か月ちょっとで今までの額と同額ぐらいを受け入れないといけないんですね。ちょっと無理があるんじゃないかなど。予算は結構固めにいつも設定するんでしょうけども、これは予算に対し支出も伴うので余裕を持たせているのかなっていう見方もあるんですが、その考え方をお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃいますとおり、支出予算になりますので少し余裕は持たせてもらっておりますが、昨年12月だけでの寄付が2,500万円ほどございます。こちらの1.3倍ということになりますと3,000万円を超えるというふうに期待をさせていただいておりますので、7,000万円後半、8,000万円近くいくのではないかとということで見積もりをさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

理解しました。がんばっていただきたいと思います。それと通信運搬費もふるさと納税に係るものだと思うんですけども、かなり高額だなという印象を持っております。調べてみますと、本町の場合は、ふるさと納税は町内以外はこの県でも、全国どこからでも受け入れてるという形を取ってると思うんですけども、地域によっては離島とか、北海道、沖縄とか、かなり北海道、沖縄というのは送料自体もう数千円掛かる所もあるようなんですね。すると、受け入れたものに対して支出が多くなると。実際に自分たちの手元に残るのが少なくなると。そういった現象も起こる。だからそういった受け入れを一定制限を掛けている自治体も多く見受けられました。で、本町の考え方として今後このままやっていくのか。ちょっと非効率的ではないかなという印象もするんですけども、その点お考え、何か協議内容とかあればお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今年4月から新しい委託業者に変更するとき、先程議員がおっしゃいましたとおり、

運搬料が多い所は外してはどうかという協議もございましたが、長与町といたしましては寄付額の方も昨年最終で5,600万円と少なかったものですので、今年度につきましては昨年と同様、全ての所から寄付をいただく。長与町を応援していただけるのであれば全て受け入れようということで制限を掛けずに行っております。ちなみに寄付の役務費、通信運搬費といたしましては、やはり、関東方面が多くございまして1件当たり1,500円ということで見込みをさせていただいております。なにぶん関東以北また沖縄の方からの寄付になりますと、それが少し上乘せていうふうなことになりますが、同じ応援をいただく分につきましては支出は致し方ないのかなってというのが所管の話でございます。ただ今後、そちらが長与町といたしまして少し重荷になるというようなことがございましたら、柔軟に対応をしていって計画を変えていこうと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

では、引き続き土木管理課についての質疑も行います。質疑はありませんか。

では、都市計画課についても質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の26、27ページの8款5項の都市計画調査業務委託料なんですけど、先程の御説明は伺いましたが、都市計画マスタープランのための調査というのは、具体的にどういふことをするものなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

都市計画マスタープランは冒頭説明申し上げましたように、まちづくりの基本指針となるものでありまして、その中には土地の利用方法であったり、あるいは、道路、公園、下水道ですとか、そういった都市施設、それから市街地整備の方法ですとか、そういった分野別の方針を定めることとしておりますが、今回、補正でお願いするのは、そのうち土地の利用状況等についての調査ということで、過去10年程度の開発ですとか、新築の動向、あるいは既存、建っている建築物とか、そういった利用状況等について先行して調査を行うものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回は土地の利用状況ということですが、このマスタープランを策定するために、まだほかにもいろいろ今後、調査費用ってというのは発生する感じなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

都市計画マスタープラン改定業務につきましては来年度から2か年の予定で行う予定であります。こちらにつきましては2か年ということになりますので、3月議会で当初予算、それから債務負担行為等についてお願いをさせていただきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体やられることは今、聞いたんですが、300万円を敢えて今、補正で急いでせんば理由は何かあったんでしょうか。来年2か年でやられるんですよね。その中で一緒にやられんやったのかどうか。敢えて補正で提案をされた理由をお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

上位計画である基本構想が今回切り替わるということもございますし、前回、都市計画マスタープランの改定業務をした際に、平成23年に実際は新しく改定を行っておりますが、その際2年半の期間を要しております。早期完成を見越して着手できることから着手したいと考えておまして、今回、補正をさせていただくようにいたしました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういう長期での見通しが立っておるのであれば、今年の当初でやっぱり対応すべきじゃなかったのかと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

おっしゃるとおり、昨年今の時期に予算編成をして、今年度当初予算ということもあつたんですけども、実際、基本構想が今年度中もまだ継続して検討中ということもございましたので、その辺の方針が今年度ようやく固まったということもあつまして、昨年の時点での当初予算は実施しなかったというところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

この都市計画調査業務の委託先なんですけども、これって大体同じ所なんですか。今までやってきたいろんな構想等々あるんですけども、委託先ってどういう所なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

当然、競争原理に計るということで、業者を選定させていただいて入札という形で考えております。当然、選定する中でも専門の知見があるコンサルタントを選ばせていただいて、それで入札に計るというふうな形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。過去にもいろいろ調査されたかと思うんですけども、1社に集中するとかですね、そういうことはないんですよ。毎回入札してちゃんと妥当な業者を選んでということと理解でよろしいんですよ。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今回の調査は事前の調査でございまして、こちらの方として求めていくのが、成果品としてお納めいただくときに来年度本体の委託も当然入札というような形になりますが、当然他社の方が落札されたときにもスムーズに活用できるような、どこが見ても情報として取り込めるような形での取りまとめというのをこちらの方として求めていきたい。そういった形での成果品の納入をしていただきたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれで建設部関係の質疑を終わります。お疲れさまでした。

場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時55分～13時12分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

企画財政部財政課所管の審査を行います。説明を求めます。

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

それでは今回の補正のうち、財政課所管分について御説明いたします。

説明書の8、9ページをお開きください。歳入16款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金でございしますが、寄付金の増額見込みに伴い2,000万円を計上いたしました。次に18款1項1目1節繰越金でございしますが、財源調整として1億2,436万1,000円を計上いたしております。

以上が財政課所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで財政課の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより住民福祉部所管の審査を行います。まず住民環境課から説明を求めます。中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

それでは令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）の住民環境課分について御説明をいたします。補正に関する説明書の歳入の部6、7ページをお開きください。2段目になります。13款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金でございます。こちらはマイナンバーに関するシステム改修の補助率確定に伴うものでございます。

以上が住民環境課補正予算でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

では続きまして、福祉課所管についての説明を求めます。

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

続きまして、令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）の福祉課所管につきまして説明いたします。今回の補正につきましては、障害者福祉に関する給付費システム改修費用並びに新型コロナウイルスに関する補助金の補正でございます。

まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金は全額福祉課所管でございます。これは令和元年度分の精算に伴う障害者自立支援給付費負担金（過年度清算分）の追加交付分で、国庫負担率は2分の1となっております。続きまして、13款2項2目1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金ですが、これは3年おきに行われております報酬改定等に伴う障害者自立支援給付費審査支払等システムの改修費、及び地域活動支援センターの新型コロナウイルス対策費となっており、国庫負担率は2分の1となっております。次に14款1項1目1節社会福祉費負担金（過年度清算分）は全額福祉課所管で、令和元年度分の精算に伴う障害者自立支援給付費負担金の追加交付分となっております。県費負担率は4分の1となっております。

続きまして歳出でございますが、16、17ページをお開き願います。3款1項2目12節委託料につきましては、先程歳入で説明いたしました令和3年度報酬改定等に伴うシステム改修委託料でございます。次に18節負担金、補助及び交付金につきましては、ほほえみの家でございます地域活動支援センターの新型コロナウイルス対策といたしまして、衛生用品等の物品購入に対し補助を行うものでございます。次のページにまいりまして、22節償還金、利子及び割引料のうち、上から1番目の過年度自立支援給付費国庫返還金と2番目の過年度自立支援給付費県費返還金が福祉課所管でございます。これは令和元年度の実績に伴う国庫及び県費の返還金と、平成27年度分の障害者自立

支援給付費の再確定に伴う国庫及び県費の返還金でございます。

以上が福祉課所管でございます。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、こども政策課の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは、こども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。

説明書の6ページ、7ページをお開きください。13款1項1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金と4節子育てのための施設等利用給付交付金と2目1節の母子保健衛生費国費負担金がこども政策課所管で、実績報告に伴う追加交付金となっております。次に14款1項2目1節の母子保健衛生費県費負担金がこども政策課所管です。実績報告に伴う追加交付で、県費4分の1負担となっております。次に16款1項3目1節の社会福祉費寄附金がこども政策課所管です。子育て支援に活用してくださいということで御寄付をいただいております。歳入は以上です。

次に歳出です。16ページ、17ページをお開きください。3款1項1目19節の子ども医療費がこども政策課所管です。今年4月より小中学生の現物給付がスタートをしまして、現物給付に係る見込み額は計画どおり推移をしておりますが、3月以前の診療分の未申請であった医療費をまとめて請求される方が非常に多かったために、不足見込み額を計上しております。次に3款1項2目22節償還金、利子及び割引料のうち、1行目の過年度小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費補助金返還金5万2,000円と2行目の過年度障害者医療費（育成医療）県費返還金19万1,000円、次のページの3行目過年度障害児施設措置費（給付費等）負担金返還金、その下の過年度障害児通所給付費等負担金返還金と、その下の過年度障害児発達支援無償化周知費補助金返還金が、こども政策課所管です。いずれも元年度の補助金実績に伴う返還金となっております。次に3款2項1目児童福祉総務費から次のページの4目児童館費まで、全てこども政策課所管です。1目と2目は全て元年度補助金実績に伴う返還金となっております。20、21ページをお開きください。3目高田保育所費でございますが、高田保育所内のネット環境のハードの整備を行い、ICTを活用するためとなっております。あと、子育て支援センターにおきまして、リモートで相談及び講座を行うための物品の購入、環境整備となっております。4目14節工事請負費は、今年度長与北児童館屋上の防水塗装工事を施工しましたところ、立ち上がり部分及び屋根回りの通路につきましても劣化が激しく追加工事が必要となったため、お願いをするものです。17節一般備品購入費は、寄付金を活用しまして児童館の遊具等を購入する予定としております。22、23ページをお開きください。4款1項3目母子衛生費がこども政策課所管です。1節報酬から8節旅費までは産休代替職員の雇用に伴う経費です。10節需用費から17節備品購入費までは、母子保健事業につきましてオンラインによる相談対応や離乳食教室な

どの講座の配信のための環境整備を行うものとなっております。22節償還金、利子及び割引料は元年度補助金実績に伴う返還金です。

以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。

まず住民環境課についての質疑を行います。質疑はありませんか。

それでは福祉課についても質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

引き続き、こども政策課についての質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

21ページの児童館費の工事請負費ですけれども、元々発注をされてたわけですよ。

それで不具合を発見して今回補正で上げられているということでしたけれども、そのときに変更での対応はできなかつたんでしょうか。今回上げられてるから別発注をされるんでしょうけど、元々の工事に、変更で対応ができなかつたのかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

当初では屋根全体の防水シートがほぼ無くなっていたということで、屋根全体の防水シートをする予定で発注をしたところです。実際に工事をしていく中で、その立ち上がり部分とか屋根回りの部分も非常に劣悪な状況で、ここも今のうちにやっておかないと非常にまずいということの御指摘を受けまして、することになったんですけれども、予算的なものが不足をしておりましたので、今回、補正をお願いしまして、その部分も今年度中に終わらせたいなということをお願いをしております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

屋根の、ほぼほぼ同じような場所だと思うんですけども、元々の本体の工事と。元々の設計というのは職員がされたんですか、それともどっかに委託をされて設計書を作られたのか。今回、議案でも北小学校のかなり増額で議会に提案がされていたんですけども、元々の設計が正確にできとったのかなという気がするもんですから。委託をされて作られたのかとか、そこら辺だけ教えていただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

神崎主査。

○主査（神崎勇典君）

設計は担当職員でさせていただいてます。元々予定してたのが屋根部分だけだったん

ですね。屋根部分の工事をやっていく中で、立ち上がり部分と通路部分、元々想定してなかったところも今年度中に行った方がいいだろうということで御指摘いただいたので、今回お願いをしているものです。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

18、19ページの社会福祉費関係の返還金が、児童福祉費も含めてかなりの額あるんですけども。結構多いと私感じたんですけども、理由が分かればお願いしたいんですけど。元年度実績と言われてましたけども。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

特に金額の大きい子ども子育て支援交付金国費返還金1,900万円につきましては、12の事業を一括で補助金請求するものになっておりまして、これも含めて変更申請がちょうど今の時期にあるんですけども、増額する分は変更申請をしてください。減額についてはもうそのまましておいてくださいという国からの通知が来ておりましたので、減額をしなかった関係上、今年度非常に返還金が増えている状況となっております。

○委員長（河野龍二委員）

それでは住民福祉部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、補正予算（第6号）の件を議題といたします。

ただいまより健康保険部所管の審査を行います。まずは健康保険課の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

早速ですが、健康保険課所管分につきまして、長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により説明いたします。

まず歳出でございますが、説明書の6、7ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節老人福祉費補助金17万6,000円は、後期高齢者医療における保険料算定に関する制度改正に備えるため、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）において計上させていただいております後期高齢者システム改修委託料88万円に対する国の補助金でございます。

次に歳出につきまして説明いたします。20、21ページをお開きください。3款民生費3項老人福祉費3目後期高齢者医療費27節繰出金88万円は、後期高齢者医療に

係る基幹システムの改修委託料 88 万円について、繰出基準に基づき事務費として後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。最後に、22、23 ページをお開きください。4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 10 節需用費から 12 節委託料までは、3 月に開催予定の 1 か月程度のウォーキングイベントに係る費用 477 万円を計上いたしております。今回のイベントは、コロナ禍において密にならず健康づくりに取り組んでいただくことを目的とした秋の町民総歩きをベースとしながらも、町外者を対象者に加えることで町並みや風景に触れ、本町の利便性に気付いていただくための、政策企画課と連携して開催する定住促進の目的を追加したイベントでございます。10 節需用費 253 万 5,000 円は、参加賞や事務用品、消毒用アルコールなどの感染症予防物品やパンフレット等の印刷製本費を計上いたしております。同じく 11 節役務費 43 万 5,000 円は、健康ポイント参加者に対するイベント周知文章の郵送代や町外者等への参加品の郵送代でございます。同じく 12 節委託料 180 万円は、幅広く町外者に周知するためのコマーシャル制作及びテレビ放映に係る委託料を計上いたしております。なお、本事業につきましては、密を回避した新しい生活様式によるイベントとして、臨時交付金の対象事業として申請しているところでございます。

以上が健康保険課所管分の補正の内容でございます。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、介護保険課の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは私の方から、議案第 97 号令和 2 年度長与町一般会計補正予算（第 6 号）の介護保険課所管分につきまして、歳入歳出予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。今回の補正は、出産育児休業によります代替職員に係る人件費並びに特別会計への繰出金に関するものでございます。全て歳出でございます。説明書の 20、21 ページをお開き願います。3 款 3 項 2 目介護保険費 1 節報酬につきましては全額、4 節共済費のうち会計年度任用職員社会保険料 10 万円と 8 節旅費の全額につきましては、職員の出産育児休業によります代替職員に係る人件費及び通勤手当でございます。27 節繰出金につきましては、令和 3 年度からの介護報酬改定等制度改正に伴います介護システム改修に係る町の負担分で、介護保険特別会計保険事業勘定へ繰り入れるものでございます。以上が今回の補正予算の介護保険課所管分の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは健康保険課についての質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

23 ページの委託料で CM 制作放送委託料というのがありましたけども、これ CM だ

からテレビのどこかのチャンネルで流すのかですね。その辺りイメージとして分からないもんですから、どのキーチャンネルでやられるか。放送時間帯もあるでしょうから、今、考えておられるイメージで構いませんけれども、よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今回のCMにつきましては15秒のスポットCMということで、各局4局ほど希望しているんですが、それぞれ50本ずつぐらい流せればいいかなというところで今回額が多額になっておりますので、それに基づく動画を使ったり、そういうところも視野に入れながら計上をさせていただいてるところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

キーチャンネルはどことどこなのか。それと、これはCM制作委託だから、放送局のお金も要るわけですね。それがこの金額の中にも含まれてるのかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

先程4局からと申し上げましたが、この中から2つを選ばせていただいて、どちらかと言うと競わせるようなイメージを持って、一番安いところを含めて、放映委託料と制作委託料を含めて今回予算計上させていただいているということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

CM制作委託料が出た同じとこなんですけれども、ウォーキングの事業をまず行うというお話でしたので、まず、その件について説明をいただけませんか。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

説明の中でも申し上げたとおり、ベースとなるイベントにつきましては10月16日から11月15日まで開催をいたしました「長与町秋の町民総歩き」というイベントでございます。こちら主なイベントが2つございまして、1つ目は、町内の店舗に御協力をいただきましてそれぞれにカードを設置します。その中で参加者はカードを集めていただき、枚数に応じて参加賞をグレードアップするというもので、これが1か月間の期間にわたって自分の時間を使いながら、かつ体力に応じて参加できるという、柔軟に対応できるようなイベントとしまして開催をしております。同時開催の部分でいきますと、

フォトグランプリも開催しております、このフォトグランプリは長与町の良い所を、景観であったり、例えば長与町ではこういった植物がありますとかいうところも含めて、写真をスマホで撮っていただくとそのデータを長与町に送信いただいて、50枚ぐらい今、写真が集まっているんですが、その中から優秀賞といたしましてグランプリと準グランプリを各1名。子ども部門も作っておりますが各子ども部門。また特別賞というふうに、賞品として報償をお送りをしていただきまして、加えていただいた媒体につきましては各種広報紙とか、そういった町をアピールする媒体として使用できるように、本人と話をしてお使いいただくというイベントがございます。今回、春のイベントということで3月の1か月間を使って行おうかと思ってるイベントにつきましては、私たち健康保険課では町民の健康づくりというところを仕事としておりますので、その視点を残しつつ、加えて町外者にも幅広く御参加いただいて、町を散策いただくことで町の魅力に触れていただく。町の魅力に触れていただくとなぜ定住に繋がるかっていうのは、政策企画課に確認を取っているんですが、転入者のアンケートの中で実際訪れたことがあって良い町だなと思って家を建てましたとか、そういったアンケート結果も出ております。その中で、こちらの秋の総歩きイベントがかなり好評を博しましたので、そういう大きな展開ができないかというところで連携をしまして、開催するということとなっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

10月の事業については多分世帯配布をされてたので私も拝見したんですが、今回されるこの事業が10月ってというのは確かに分かるんですね、季節的にも。ただ、3月にこれを行うっていうその理由ですよね。年度末の忙しいときにこれを行うのか。予算ありきの事業設定じゃないかなっていう感が致しかねるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

イベントにつきましては通常秋に大規模な、みんな集まってするウォーキングイベントを開催したり、また春も桜の季節でございます。そういったところで歩きやすいというような、気候的にもですね。そういうところも踏まえて、秋と春と。来年度から、これを健康ポイントの付加価値的な事業として継続したいという意向もありますので、御指摘の件を踏まえて開催時期につきましては、いつが適切かっていうのは常日頃から考えているところですので、頂いた意見も参考にしていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

予算の件はまたあとから聞こうと思うんですけども、先程内村委員が質問したCM

制作委託料の件にも触れたいんですが、説明が分からない。結局、最終的には1社なんですか、放送が。CM制作には制作料がありますよね。だから制作料と放映料はまた別と考えて、それを合わせた形で全放送局に入札を掛けるという理解でいいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こちらの契約につきましては、私たちが今想定をしておりますのは、制作会社を何社かお願いして、その中から限定2局とか条件を付け、その中で一番安い所で契約を締結したいと考えておりますので、全て総枠で契約をしようかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

と言うことは、放送枠まで含めた契約ということなので、放送局と契約するというわけじゃないですね。制作会社との契約を考えているという理解で良いですね。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先程も言いましたけども、予算がいわゆる国のコロナの関連の交付金等を予定しているということなんですけど、それにしてもこの委託料の高さが気になるんですね。本当に純粋な一般財源でこの事業を行うかと考えたときに、私はこれは賛成しきれない部分があります。まだ国からの交付金は来てないわけですね。予算書には載ってません。確実に来るんですかね。内示とか何なりを受けての予算措置なのか。あるいはメニューに載っているから予算措置を掛けただけなのか。そこを明確に答弁お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こちらの予算を計上する中で、政策企画課ともよくディスカッションをしまして、なおかつ10月頃要求ベースでの内諾をいただいているということで、私たちの方には伝わっております。事業につきましては、適切に臨時交付金として交付がされるものとして動いている状況であります。万が一、御指摘のとおり臨時交付金の対象ではないという話になってくると、御指摘の件も踏まえて判断をしていかないといけないと思うんですが、1月ぐらいである程度見えるという話でしたので、このイベントをすることは

原則として進めていきたいと考えてますので、その中で臨時交付金の対象外ということになると、一定考えていくべきこともあるかと思えます。今後、続けていくという考えを持ってらるんですが、こういった大きいイベントをずっと続けようとは思ってなくて、今回こういったのをやっているとこの幅広く皆様に認知いただくという考えもありますので、その中で今回は臨時交付金の対象事業ではありますし、また、本町としても、コロナ禍における自由度の高いイベントを普及させたいという思いの中で、大きく、町外者を含めてという健康保険課としての判断をさせていただいているということでございます。御理解をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは介護保険課についても質疑を行いたいと思えます。質疑はありませんか。

それでは質疑なしといたします。

これで健康保険部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時10分まで休憩いたします。

（休憩 13時58分～14時08分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き補正予算第6号の件を議題といたします。

ただいまより教育委員会所管の審査を行います。まず教育総務課の説明を求めます。

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは、教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算（第6号）の6ページに債務負担行為補正の限度額を載せておりますので御覧ください。中学校教師用教科書・指導書購入事業になります。中学校の学習指導要領の改訂に伴い教科書が変更になるため、令和3年度購入する教師用教科書、指導書、デジタル教科書について、4月当初より使用できるよう準備を行うために、債務負担行為の補正を計上するものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

では続いて、生涯学習課の説明を求めます。

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

よろしく申し上げます。令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）の生涯学習課分につきまして御説明をさせていただきます。まず予算書の5ページをお願いします。第2表繰越明許費でございます。2行目10款教育費7項保健体育費のスポーツ施設予約管理システムのオンライン化事業550万円を計上させていただいております。こちらは新型コロナウイルス感染症対策費として交付金の対象になっている事業で、現在のシステムを改修更新してオンライン化するものです。今年度中に契約する予定にしてお

りますが、システムの改修に要する期間が約半年間必要なため、完成が来年度中になりますので繰越明許をお願いするものでございます。

次に説明書の28、29ページをお願いします。歳出でございます。今回の要求内容は、全て新型コロナウイルス感染症対策費として交付金の対象になっているものです。まず、10款6項1目社会教育総務費の12節委託料150万円は生涯学習課所管になります。成人式に係る会場設営運営委託料です。成人式につきましては、規模を縮小の上、例年どおり町民文化ホールで実施することを予定しておりますが、もし今後新型コロナウイルスの感染状況が悪くなって、国が示しておりますガイドラインが改正をされて、文化ホールの収容人数に制限が掛かった場合は会場の代替として町民体育館を想定しております。その町民体育館に会場が変更になった場合の会場設営委託料です。次に3目図書館費は全て生涯学習課所管になります。10節の消耗品費4万2,000円は図書館消毒器用の紫外線ランプと消臭抗菌剤になります。13節の電子図書館システム使用料300万8,000円は、12月からスタートしました長与電子図書館の電子書籍代です。9月補正でも要求をさせていただきましたが、さらに書籍を充実させるために要求をさせていただいております。17節一般備品購入費143万円は、図書消毒器1台分と屋外用の図書返却ポスト1台分になります。図書購入費200万円は、一般書約600冊分と児童書約1,000冊分になります。コロナの影響もあり、団体貸し出しや1人当たりの貸出冊数も増加しております。次に5目文化施設管理費は生涯学習課所管です。17節備品購入費51万7,000円は、サーモグラフィカメラ1台分と自動手洗い用のボトル17個分になります。現在、備品購入費の執行残が62万4,000円ありますので、残額を踏まえて51万7,000円で要求をさせていただきます。以上が生涯学習課として補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まず教育総務課についての質疑はありますか。

それでは引き続き、生涯学習課についての質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

29ページの歳出の10款6項1目会場設営委託料の成人式会場の件なんです、まず、来年成人式迎えられる成人が何名になるのかっていうのと、それが文化ホールが駄目だった場合は町民体育館ならOKっていう理由、広さとか私も知らないんですが、その辺の説明をもう1回お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

令和3年成人式の新成人該当者は現在のところ434名になっております。例年約80%ぐらいが参加をされますので、参加は約350名と見込んでおります。文化ホール

の収容人数は600人になっております。現在のガイドラインでは600人入れられませんが、もし制限がされて、例えば、収容人数半分となった場合、入れられませんので町民体育館になるわけですが、町民体育館が約50センチ間隔で椅子を並べた場合は510席、また2階の観覧席も200席ありますので、十分対応できるということで町民体育館を設定しております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、スポーツ施設予約管理システムのオンライン化事業という御説明があったんですけども、私もイメージがよく分からなくて。今でもホームページに予約管理システムが載っているのは見たことあるんですよね。それで電話でも予約できるわけですよね。接触をしないからですね。コロナ対策ということであれば、電話で予約は可能なんですけども。イメージがよく分からないので、その辺り教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

現在のシステムですけれども、まず電話予約はできません。おっしゃるようにネット予約はできますので、その分で人と人が触れ合う機会は少なくなっておりますが、現状で言いますとネット予約もしくは窓口での予約になります。ただ、支払いが必ず役場窓口になりますので、そこで1回は来ていただく必要がありますから、予約の段階と支払いの段階、最低2回もしくは追加をされる場合は3回も4回も役場に寄っていただく必要があるんですけれども、今回システム改修は、全てネット上で予約から許可書の発行、そして支払いが口座振替になりますので、一度も役場に来る必要がなくなります。窓口で現金で払いたい方も中にはいらっしゃるでしょうから、その分は対応しますけれども、基本的には全てオンラインでできるシステム改修になっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

28、29ページ、図書館費でお伺いします。電子図書館、先の補正で取って12月1日から実施。マスコミ等でも県内初ということで取り上げられて、追随する形で長崎市もすぐに補正を上げてきてました。早速、利用がたくさんあってということで喜ばしいことだと思います。で、電子図書館システム使用料についてなんですけども、これはどういった形の契約になってるのか。追加購入でこの費用とお伺いしたんですが、根本的などこから従量制みたいな形、1冊、権利を借りると1年間払うのか。現物は1回買ってしまえば、それから費用は掛かりませんよね。でも電子図書館の場合は、そういったのがどういったシステムになっているのかっていう説明をいただけますか。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

電子書籍の流れになりますけれども、コンテンツの使用料を買うということで使用期間が2年間、もしくは52回借りられた時点で、その書籍は使えなくなります。ただ、一部、1回コンテンツを買えば永年使えるものもあるんですけれども、例えば新作であったり、よく借りられる本というのは、先程申しましたように2年間で切れるか52回借りられたら使えなくなる。また再度買わなくてはいけないという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

参考までに、その使用料というのは本の価格に比例してるんですか。それとも一律とかなんでしょうか。そこのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

本の値段は様々でありまして、何百円の物から約4,000円までになっております。本の種類、また新しさとか、そういったものによって変わってきてるみたいです。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

電子図書館ですけれども、順次内容を充実させていかれると思うんですけれども、今回、最初の段階でどういったものを揃えられるのか。一気になかなか難しいでしょうから。最初こういうものを電子図書で御利用いただくというのがあれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

電子書籍につきましては、ターゲットを10代から40代の若い世代、仕事、学校とかで通常図書館に来れない方を対象にしておりますので、そういった方が通常読むような小説であったり、参考書、家庭の医学、そういったものを図書館の司書が調べておりますので、ニーズの高いようなものを中心に現在用意しております。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれで教育委員会の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第97号予算（第6号）の件を議題といたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 14時25分）